

平成22年参议院議員通常選挙に関するお知らせ

公示日 6月24日(木)

投票日 7月11日(日)

□投票方法

参议院議員通常選挙は、選挙区選挙と比例代表選挙からなりますので、それぞれに投票します。

○選挙区選挙

各都道府県単位で行われ、有権者は候補者名を記載して投票します。

○比例代表選挙

全国を単位に行われ、候補者名またはその他の政治団体の名称もしくは略称のいずれかを記載して投票します。

参议院比例代表選挙は「非拘束名簿式」です。政党その他の政治団体が届け出た名簿には、候補者の順位は決められていません。

候補者個人名の得票と政党等名の得票を合算して政党等の総得票を計算し、総得票数の割合に基づいて各政党等の当選人の数が決まり、得票数の最も多い候補者から順次当選人が決まります。

□投票のできる人

投票するには住所地の市町村の選挙人名簿に登録されている必要があります。

○選挙人名簿登録資格

- ・平成2年7月12日までに生まれた人
- ・平成22年3月23日までに転入の届出をして、その市町村に引き続き住んでいる人

(選挙人名簿は住民票にもとづいて作成されます。転居された場合は、市役所・町村役場で転出・転入届出を行ってください。)

□投票所入場券

入場券をなくしたり、届かなかったときでも、選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所の受付にお申し出ください。本人確認ができるものをお持ちであれば本人確認が早くできます。印鑑は不要です。

□最近他の市町村へ転入・転出した人

平成22年3月24日以降に、他の市町村（県内、県外は問いません。）へ転入・転出した人は、新住所地の選挙人名簿に登録されていませんので、旧住所地で直接投票（期日前投票を含む。）をするか、新住所地の市町村選挙管理委員会ですら投票をすることになります。（事前に旧住所地の選挙管理委員会への投票用紙等の請求が必要です。）

□投票日に投票所へ行けない人

○期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用事がある人は、選挙人名簿に登録されている市町村選挙管理委員会の期日前投票所で、期日前投票ができます。印鑑は不要ですが、氏名・住所等を「宣誓書」という様式に書いて投票します。

○不在者投票

仕事や旅行などで、投票日に投票所で投票できず、不在者投票期間中、選挙人名簿登録地以外の市町村に滞在している人は、滞在先の市町村選挙管理委員会ですら投票ができます。（事前に選挙人名簿登録地の選挙管理委員会への投票用紙等の請求が必要です。）

○期日前投票・不在者投票の期間

6月25日（金）～7月10日（土）

*期日前投票所の場所や投票時間等についてはお住まいの市町村選挙管理委員会にお問い合せください。

□選挙公報

選挙公報は、各候補者と各政党その他の政治団体の政見等が記載されているものです。立候補の届出があつた公示日以後、候補者及び政党その他の政治団体から提出される原稿をとりまとめて、そのまま印刷し、各市町村の地域の方々等のご協力をお願いして各世帯に配布してまいります。

一方、平成15年に導入された期日前投票制度は、公示日の翌日から投票できる制度で、期日前投票をされる場合、選挙公報が届くのが間に合わない場合もありますがご了承いただきますようお願いいたします。